

令和5年5月8日

赤穂市立小学校 保護者 様

赤穂市小学校長会

今後の感染症拡大防止対応について（お知らせ）

若葉の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、5月8日から、「新型コロナウイルス感染症」が感染症法上の分類が第5類に移行され、感染対策にも変化が見られます。今後は、各学校ともに下記のとおり対応いたしますのでお知らせします。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 基本姿勢

- これまでの新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、5類感染症への移行後においても、感染拡大を防止するため、学校教育活動に支障を生じさせることなく、教育活動と感染拡大防止の両立を図る。

2 具体的な対応について

(1) 登校について

- 発熱や咽頭痛、咳等、普段と異なる症状がある場合には、登校を控えてください。ただし、軽微な症状も含め、一律に登校を制限するものではなく、お子様の当日の健康状態からご判断ください。
- 感染症対策のための持ち物として、ハンカチ・ティッシュに加えて、場面に応じたマスクの着脱ができるよう「マスク・マスクケースの携帯」にご協力をお願いします。
- 今後の出席停止期間については「発症翌日から数えて5日間が経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」となります。なお、快復後の登校再開時には「登校許可書」等の証明書類の提出は不要です。

(2) 学校生活・行事等について

- 「マスクの着用を求めない」ことを基本とします。ただし、健康上の理由や感染に対する不安がある場合等は、マスクを着用してもかまいません。
- 登校時に検温表の提出は求めません。ただし、ご家庭における登校前の健康管理（体調チェック・検温等）は、引き続きご協力をお願いします。
- 今後、感染が拡大した場合には、マスク着用の推奨や検温表の提出など、一定の感染症対策を行う場合があります。

(3) その他

- 「新型コロナ陽性者」の同居の家族等が「濃厚接触者」として特定されることはなく、外出や登校の自粛も求められません。
- ご不安な点がございましたら、学校までご連絡ください。